

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改正後	現 行
<p>1 実施要綱第2の1の(2)及び(3)の資金に関する要件 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又は<u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること。</u></p> <p>2 実施要綱第3の1、第3の2の(2)及び(3)の事業に関する要件 ①～③ (略) ④ <u>資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの</u> ⑤・⑥ (略)</p> <p>4 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件 ①～⑦ (略) ⑧ <u>資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること等を影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの</u> ⑨～⑫ (略)</p> <p>別記様式1 影響状況確認表 (中略)</p>	<p>1 実施要綱第2の1の(2)及び(3)の資金に関する要件 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること。</p> <p>2 実施要綱第3の1、第3の2の(2)及び(3)の事業に関する要件 ①～③ (略) ④ <u>資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの</u> ⑤・⑥ (略)</p> <p>4 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件 ①～⑦ (略) ⑧ <u>資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式1）で融資機関が確認できたもの</u> ⑨～⑫ (略)</p> <p>別記様式1 <u>新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表</u> (中略)</p>
<p>該当するすべての項目に <input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感</p>	<p>(可能な限り具体的に記載してください)</p>

<u>チェック</u>	<u>染症の影響</u> <input type="checkbox"/> <u>農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響</u>		<u>い。)</u>
<u>農業経営に対する影響の状況</u>	<u>(可能な限り具体的に記載してください。)</u>	<u>農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況</u>	
<u>確認結果</u> (融資機関が記入する)	(略)	<u>確認結果</u> (融資機関が記入する)	(略)

附 則 (令和4年4月26日4経営第338号)
この通知の改正は、令和4年4月26日から施行する。